

一般廃棄物処理におけるごみの減量化等の施策について（報告）

本市は、第4次一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月策定）（以下、「基本計画」という。）に基づき、ごみの減量化等の施策に取り組んでいるところですが、施策の見直し及び推進状況等について、次により報告します。

1 家庭系ごみの収集区分・収集方法について

基本計画の基本方針の一つである「適正処理の推進」を進めるために、「本市の実情に応じたごみ処理システムの構築」を目指し、家庭系ごみ収集・運搬体制における環境負荷面及び経済面等の最適化に向け、令和6年度以降の家庭系ごみ収集区分及び収集方法の一部を見直す。

(1) 見直し案

収集区分		現 状	見直し（案）
①	可燃ごみ	週2回	変更なし
②③	不燃ごみ／不燃性粗大ごみ	月2回	変更なし
④	白色発泡スチロール・トレー	月2回又は3回 ⇨	月2回
⑤	缶・ビン類	月2回又は3回 ⇨	月2回
⑥	ペットボトル	月2回	変更なし
⑦	牛乳パック	月1回 ⇨	「古紙類」の日に収集
⑧	再利用ビン	月1回 ⇨	「缶・ビン類」として収集
⑨⑩ ⑪	新聞・チラシ／本・雑誌・雑がみ ダンボール・紙箱	月2回	変更なし
⑫⑬	乾電池／蛍光灯・水銀体温計	3ヶ月に1回	変更なし

(2) 見直し理由等

ア「白色発泡スチロール・トレー」及び「缶・ビン類」

特に白色トレーやアルミ缶は、近年スーパーマーケット等での拠点回収によるリサイクル化が進むなどの理由で収集量が減少傾向にあり（参考資料図1及び図2参照）、収集運搬の効率化及び経費の削減を図るため、第5週が収集日に当たる月は第5週の収集を取り止めることによって、全ての月の収集回数を2回に変更する。

イ「牛乳パック」

牛乳パックは、スーパーマーケット等での拠点回収によるリサイクル化が進むなどの理由で収集量が減少傾向にあり（図3参照）、収集運搬の効率化及び経費の削減を図るため、古紙類「本・雑誌・雑がみ」の収集日に併せて収集する。（収集後のリサイクル処理は従来どおり継続する。）

ウ「再利用ビン」

再利用ビンの対象は国産大手メーカーのビールビンのみであるが、ビールの出荷容器の主流が「缶」であったり、有価物として販売店での回収が可能であることなどから、再利用ビンの収集量は大幅に減少しており（図3参照）、収集運搬の効率化及び経費の削減を図るため、「缶・ビン類」として収集する。（収集後のリサイクル処理は従来どおり継続する。）

(3) 実施予定年月日

令和6年4月1日

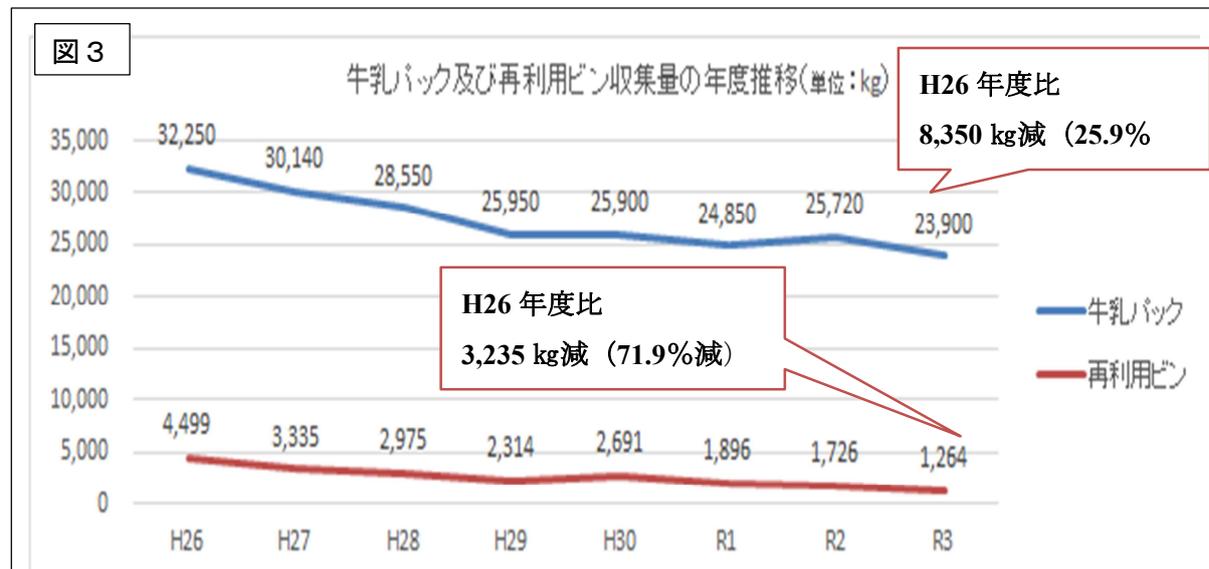
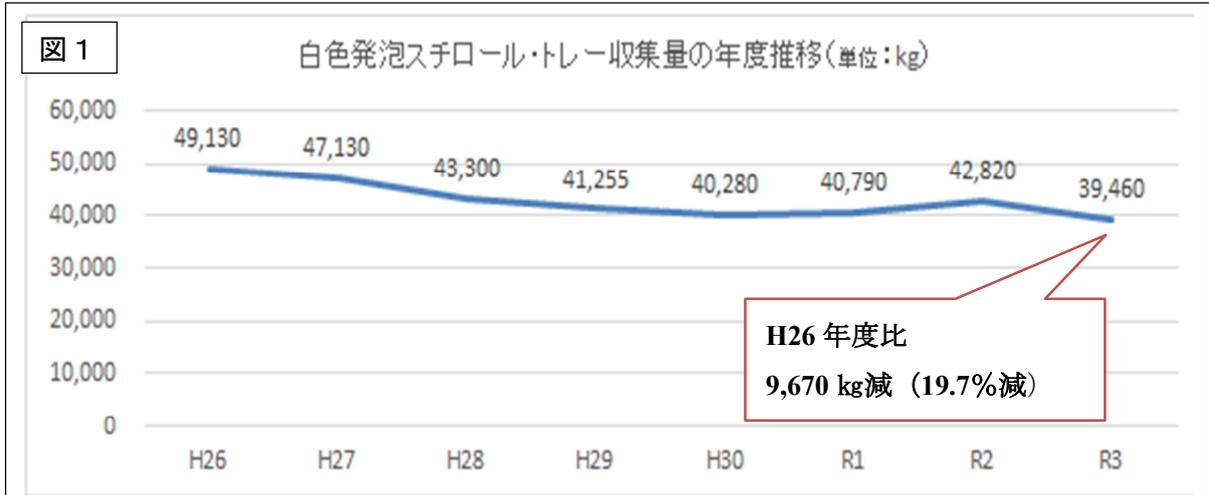
(4) 経費負担減額見込額

25,758千円（令和4年度予算額ベース）

(5) 今後のスケジュール（案）

- ・令和5年2月17日 米子市廃棄物減量等推進審議会において報告
- ・令和5年4月～5月 米子市自治連合会常任委員会において概要説明
- ・令和5年5月下旬 リサイクル推進員研修会において概要説明

- ・令和5年10月 令和6年度版カレンダーの作成開始
- ・令和5年11月 米子市自治連合会常任委員会において説明
- ・令和5年12月～令和6年2月 各地区自治会長会（全29地区）において説明
- ・令和6年1月 広報紙「よなごみ通信」による周知
- ・令和6年2月下旬 令和6年度版カレンダーの配布開始
- ・令和6年3月 市報による周知
- ・令和6年4月 実施



2 リユースの推進

令和5年1月27日に、更なるごみの減量化、市民のごみ減量化の意識の高揚を図るため、地域情報サイト「ジモティー」を運営する株式会社ジモティーと、リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結。

今後は、ホームページ等を活用してリユースについてより一層の周知・啓発を図る。

3 食品ロスの削減

(1) 「食品ロスダイアリー」を活用した普及啓発を実施。

* 食べ残しや賞味期限切れ等で捨ててしまった食べ物の種類や量を日記形式で記録するもの

(2) 鳥取県との連携による「フードドライブ」活動の実施。

4 SNS活用による普及啓発・情報提供の推進

YouTube「よなご環境チャンネル」を活用した普及啓発を実施。

- ・事業所ごみのリサイクル～ごみを減らそう～
- ・生ごみの削減～家庭編～
- ・生ごみの削減～事業所編～

5 災害廃棄物対策

令和5年1月11日に、災害時に発生する多量の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための初動対応及び仮置場の設置運営に必要な事項等について確認・検証するため、本市クリーンセンターで災害廃棄物仮置場の設置及び運営の実地訓練を実施。(環境省中国四国地方環境事務所「災害廃棄物処理に関する仮置場設置運営モデル業務」)

引き続き、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理対応に向けて検討を行う。

6 その他

(1) 家庭廃棄物処理手数料負担軽減措置(※)に係る指定ごみ袋引換券について

指定ごみ袋の引換えを実施している、スーパーマーケット、ドラッグストア及びコンビニエンスストア等との事務調整により、令和5年度から各窓口での引換えできるごみ袋の種類を増やす。

現 状	:	可燃ごみ専用ごみ袋	40リットル(40枚)	
変更後 (令和5年度～)	:	可燃ごみ専用ごみ袋	40リットル(40枚)	
		又は、		
		可燃ごみ専用ごみ袋	20リットル(80枚)	※選択可能

※ 家庭廃棄物処理手数料負担軽減措置

社会福祉制度の対象者等が属する世帯における家庭廃棄物の処理手数料の負担の軽減を図るため、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第26条の規定に基づき当該世帯について家庭廃棄物の処理手数料の減免を行うものとして、可燃ごみ専用指定ごみ袋を支給する制度。

次の支給対象世帯に米子市指定ごみ袋引換券を送付し、市役所窓口や指定ごみ袋取扱店において指定ごみ袋の引換えを行っている。

(1) 生活保護世帯(在宅限定)
(2) 児童扶養手当受給世帯
(3) 特別児童扶養手当受給世帯
(4) 特別障害者手当受給者がいる世帯
(5) 老齢福祉年金受給者がいる世帯
(6) 要介護4・5の認定を受けている方がいる世帯(在宅限定)
(7) 日常生活用具給付事業により、ストマ用装具・おむつ等の給付を受けている身体障がい者・障がい児がいる世帯
(8) 2歳未満の乳幼児がいる世帯